

西脇市地区まちづくり実践補助金交付規程

平成19年3月30日告示第41号

改正

平成22年4月16日告示第77号

平成25年3月29日告示第49号

平成26年3月31日告示第48号

平成28年3月31日告示第44号

平成31年3月29日告示第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、地区の特色、資源等を生かした事業や地区の活性化に向けた取組など、地区住民が主体となって、生き生きと暮らすことができる地区からのまちづくりを実践する事業に対し、市が交付する西脇市地区まちづくり実践補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「地区」とは、西脇、津万、日野、重春、野村、比延、芳田及び黒田庄の8地区をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、地区内の各種団体等が一体となった地区推進組織、地区まちづくり委員会等の地区まちづくり推進組織（以下「地区組織」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地区まちづくり計画、地域福祉計画等（以下「地区まちづくり計画等」という。）に掲げる事業で、地区の活性化に向けた事業及び特色、資源等を生かしたもの
- (2) 地区まちづくり計画等に掲げる事業以外で、地区の活性化等に向けたもの
- (3) 地区住民の労力提供による整備事業
- (4) その他市長が必要と認めた事業

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において、別表第1の左欄に掲げる適用条項の区分に応じ、同表の右欄に掲げる補助率の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表第2に定めるところによる。

(企画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする地区組織は、地区まちづくり実践企画書（様式第1号。以下「企画書」という。）を提出しなければならない。

2 企画書を提出した地区組織は、市が実施する公開プレゼンテーションに出席し、企画事業の提案説明を行わなければならない。ただし、市長が公開プレゼンテーションを実施しないことがやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（事業の採択）

第7条 市長は、前条の規定による企画書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を地区まちづくり実践企画書（採択・不採択）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に掲げる審査は、次に掲げる基準によって行うものとする。

- （1）地区まちづくりに資する事業であること。
- （2）公益性の高い事業であること。
- （3）事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること。
- （4）事業計画の手段に社会的相当性があり、効果が期待できること。
- （5）地区組織の活動としての特性が生かされていること。
- （6）将来において、自立的に活動できる可能性が期待できること。

3 市長は、企画書の採択に当たっては、あらかじめ、西脇市まちづくり推進審議会の意見を聴くものとする。

（補助金の交付手続）

第8条 補助金の交付手続その他必要な事項は、西脇市補助金等交付規則（平成17年西脇市規則第45号）によるものとする。

（活動報告会等への出席）

第9条 補助金の交付決定を受けた地区組織は、市長が活動報告及び地区組織相互の交流、意見交換等をする機会として活動報告会を開催する場合には、これに出席し、活動状況を報告するものとする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（西脇市コミュニティ活動推進補助金交付規程等の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- （1）西脇市コミュニティ活動推進補助金交付規程（平成5年西脇市告示第110号）
- （2）西脇市生涯学習まちづくり協議会活動推進補助金交付規程（平成9年西脇市告示第116号）

(3) 地区まちづくり計画実践補助金交付規程（平成18年西脇市告示第40号）

（この告示の失効）

3 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年4月16日告示第77号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第49号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第48号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第44号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第68号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

適用条項	補助率
第4条第1号	補助対象経費の2分の1以内。ただし、特に必要がある場合にはこれを超えて申請でき、審査においてその必要性が認められた場合には、10分の10までの範囲の補助率を適用できる。
第4条第2号	
第4条第3号	補助対象経費（原材料費並びに使用料及び賃借料に限る。）の10分の10以内
第4条第4号	市長が必要と認めた額

別表第2（第5条関係）

項目	内容
賃金	地区協議会を運営する上で必要な事務局職員賃金
報償費	講師謝礼、協力者謝礼等
旅費	講師、出演者等の旅費
需用費	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費
食糧費	講師等の賄い費
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
光熱水費	電気、水道、ガス等
役務費	
通信運搬費	事業の実施、連絡等に必要な郵送料等
手数料	クリーニング、検査手数料等
保険料	傷害保険、損害保険等
使用料及び賃借料	機器借り上げ料、会場使用料等
原材料費	事業に直接要する原材料費
※ 上記にない経費については、別途協議して決定する。	